

第五次千葉県地域福祉支援計画（骨子案）

計画策定の基本的な考え方

○ 計画策定の趣旨

- ・ 平成16年3月の計画策定以来、社会情勢の変化等を踏まえながら改定を重ね、地域福祉の推進に取り組んできた。
- ・ 第四次計画が令和8年度をもって終了することから、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、地域共生社会の更なる深化を図るため、第五次計画を策定する。

○ 計画の位置付け

- ・ 社会福祉法第108条の規定による法定計画
- ・ 市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する事項を定める

○ 計画の期間

令和9年度～令和11年度（3年間）

○ 計画の目的

県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあって「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っていく

○ 計画の理念

～「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す～

第四次計画における成果

- ・ 地域福祉活動への参加の促進（社会福祉等のボランティア登録数の増加）
- ・ 介護サービス基盤の整備（特別養護老人ホーム整備の増加）
- ・ 避難行動要支援者支援の推進（個別避難計画の全市町村着手）

地域福祉を推進する上での主な課題

○ 第四次計画の課題

地域におけるつながりと支え合いの意識の醸成
地域福祉を推進する連携基盤の強化
包括的な相談支援体制の整備の推進
成年後見制度の利用促進体制の整備
市町村地域福祉計画の策定促進

○ 市町村実態調査で把握された主な課題

地域福祉の担い手や福祉人材の不足・高齢化等（最多）
複合的な課題を抱える人や制度の狭間にいる人への支援
住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化、地域における支え合い機能の脆弱化
包括的相談支援体制の構築
頼れる身寄りがない高齢者等への対応

地域福祉を取り巻く社会環境の変化

生産年齢人口の減少等による担い手不足の深刻化
身寄りのない高齢者の増加
単身世帯の増加
認知症高齢者の増加

第五次計画策定の方向性

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、第四次計画における地域福祉施策の方向性や成果を踏まえ、その目的、理念、施策の柱及び基本方策を継承する。

さらに、第四次計画の課題や市町村実態調査で把握した課題、社会環境の変化を踏まえ、第五次計画では、孤独・孤立対策、地域福祉の担い手や福祉人材の確保・育成等及び権利擁護体制の推進に関する取組をはじめ、地域福祉のさらなる推進に向けた施策の充実を図る。

計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

(凡例) 灰色網掛け・・・第四次計画の成果
 ■・・・地域福祉を推進する上での主な課題
 ・・・・地域福祉を取り巻く社会環境の変化
 下線・・・■及びに共通する事項

地域福祉を推進する上での 主な課題	地域福祉を取り巻く 社会環境の変化	柱	基本方策	推進施策
・ 地域におけるつながりと 支え合いの意識の醸成		地域共生社会 実現に向けた意識づくり	1 地域共生の意識の醸成 2 福祉教育の推進 3 インクルーシブ教育の推進	■ ・ 地域共生の意識の醸成……………、 ■ ・ 福祉教育の推進…………… ・ インクルーシブ教育の推進
・ 地域福祉を推進する連携 基盤の強化 ・ 住民同士のつながりや地 域コミュニティの希薄化、 地域における支え合い機能 の脆弱化	・ 単身世帯の増加	持続可能な 「支え合い、つ ながる」地域づ くり	1 地域生活課題の解決に向けた取組や 仕組みづくりへの支援 2 地域福祉の場、拠点づくりの促進 3 地域住民等による地域の多様な活動 の推進	・ 生活課題に即応した地域づくり ・ 消費者被害防止対策等の推進 ・ 地域における子育て支援の充実 ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた地域づくり【削除】 ■ ・ 地域コミュニティづくり推進への支援……………、 ■ ・ 地域住民の活動の場、居場所づくりと社会資源の創出……………、 ・ 地域住民等による地域の多様な活動の推進……………、 ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進……………、 ・ 官民協働の地域づくり活動・地域貢献活動の促進……………、 ・ 寄附文化の醸成 ・ 孤独・孤立対策の推進【新規】 ……………、
・ 地域福祉の担い手や福祉 人材の不足・高齢化等	・ 生産年齢人口の減少等による担い手不足の深刻化	多様な福祉の 担い手づくり	1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策 2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり 3 地域住民、社会福祉法人、NPO、 企業等の参画促進	・ 福祉人材の確保・育成・定着対策の推進……………、 ・ 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進……………、 ・ 民生委員・児童委員活動への支援…………… ・ コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実…………… ・ NPO、ボランティア活動等の地域福祉活動への支援…………… ・ 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進……………
・ 包括的な相談支援体制の 整備の推進 ・ 複合的な課題を抱える人 や制度の狭間にいる人への 支援 ・ 包括的相談支援体制の 構築 ・ 成年後見制度の利用促進 体制の整備 ・ 頼れる身寄りがない 高齢者等への対応	・ 認知症高齢者の増加 ・ 身寄りのない高齢者の 増加	地域福祉を 推進する基盤 づくり	1 包括的な相談支援体制の構築促進 2 すべての県民を守るセーフティネットの 構築 3 福祉サービスの質の向上と、 地域に必要な福祉サービスの供給	■ ・ 包括的な相談支援体制の整備の推進等……………、 ■ ・ 重層的支援体制整備構築の支援……………、 ■ ・ 多様な主体・サービスがつながるネットワークづくり……………、 ■ ・ 制度の狭間の課題への対応……………、 ・ 高齢、障害、こども・子育て、生活困窮者等の分野ごとの対策の推進 (具体的な取組) 認知症の人やその家族への支援…………… ・ 権利擁護体制の推進【再整理】 ……………、 ・ 福祉サービスの質の向上 ・ 地域に必要な福祉サービスの供給
・ 成年後見制度の利用促進 体制の整備(再掲) ・ 頼れる身寄りがない 高齢者等への対応(再掲)	・ 身寄りのない高齢者の 増加(再掲)	暮らしやす い環境づくり	1 お互いを認め合う人権を尊重した社会 づくりと権利擁護の推進 2 安全・安心なまちづくりの推進 3 デジタル技術を活用した環境整備	・ 人権を尊重した共生する社会づくり ・ 権利擁護体制の推進(再掲) ……………、 ・ 福祉のまちづくりの推進【名称変更】 ・ 多様な災害に強い環境づくりの推進 ・ 犯罪の起こりにくいまちづくりの推進 ・ デジタル技術の活用推進 ・ 情報格差を生まない効果的な情報発信・手続き
・ 市町村地域福祉計画の 策定促進		市町村の主 体性・創造性を 推進する支援	1 市町村地域福祉計画の策定支援等 2 広域的な市町村支援	■ ・ 市町村地域福祉計画の策定支援等…………… ・ 広域的な市町村支援 ・ 福祉サービス等に関する情報の収集・提供